

平成 28 年

第 4 回市議会定例会 議案第 18 号

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例および
函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定につい
て

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例および函館市職
員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例および
函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例

(函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和 52
年函館市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 6 項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め
る。

(函館市職員退職手当条例の一部改正)

第 2 条 函館市職員退職手当条例(昭和 59 年函館市条例第 5 号)の一
部を次のように改正する。

第 13 条第 6 項各号列記以外の部分中「広域求職活動費」を「求職
活動支援費」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該
当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額
に相当する金額

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正後の函館市職員退職手当条例第 13 条第 6
項(第 6 号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員(退職した函館

市職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって求職活動に伴いこの条例の施行の日以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、第2条の規定による改正前の函館市職員退職手当条例第13条第6項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたものについて適用し、退職職員であって同日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法の一部改正に伴い失業者の退職手当に係る規定を整備するため